

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	法人番号	予定価格 (税込・円)	契約金額 (税込・円)	落札率	再就職の 役員の数 (人)	備考
外務本省改修（２５）設計その２業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和７年４月２９日～令和８年３月２日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和7年4月28日	株式会社山田守建築事務所 東京都千代田区岩本町三丁目２番１号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 外務本省改修（Ｒ６）建築その他工事の設計は、簡易公募型プロポーザル方式で特定した株式会社山田守建築事務所（以下「設計者」という）と随意契約し、同社が設計したものである。 本業務は、設計者以外に知り得ない情報である設計意図を工事受注者に正確に伝達することを目的とするものである。 このため、本業務の実施に当たっては、設計者以外に知り得ない情報である設計意図を工事受注者に正確に伝達する必要がある、これができるのは、当該設計を実施した左記業者に限られる。 以上の理由により、左記業者と随意契約するものである。	1010001091937	3,542,000	3,520,000	99.38%		
令和７年度官庁営繕事業における設計ＢＩＭデータに関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和７年７月２９日～令和８年３月１９日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和7年7月28日	一般財団法人建築保全センター 東京都中央区新川一丁目２４番８号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務は、官庁営繕事業における設計ＢＩＭデータの入力情報、ＢＩＭソフトウェアの設定等について検討し、設計ＢＩＭデータに関する技術資料をとりまとめるものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者は、他者より業務の実施方針及び手法並びに資格及び技術力に優れていると認められた。 したがって、左記業者と契約するものである。	4010005018719	32,967,000	32,648,000	99.03%		
令和７年度デジタル社会に向けた公共建築工事標準仕様書のあり方に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和７年７月３０日～令和８年３月１９日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和7年7月29日	一般社団法人公共建築協会 東京都中央区新川一丁目２４番８号東熱新川ビル内	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務は、官庁営繕事業の設計及び工事に関する情報のデジタル化及びデータ連携の促進に向け、公共建築工事標準仕様書のデジタル版のあり方に関する技術資料をとりまとめるものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、左記業者と契約するものである。	6010005018493	38,918,000	38,830,000	99.77%		
令和７年度建築保全業務の基準類に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和７年７月３０日～令和８年３月１３日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和7年7月29日	一般財団法人建築保全センター 東京都中央区新川一丁目２４番８号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務は、建築保全業務積算基準の改定にあたり諸経費に関する実態調査に向けた情報収集、必要な情報収集、調査方法の検討を行う。また、木造建築物の維持管理に関する実態調査結果を踏まえた基準類や技術支援資料の見直しを行うものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、左記業者と契約するものである。	4010005018719	28,248,000	28,160,000	99.69%		
令和７年度公共建築工事等における歩掛りに関する実態調査及び解析資料作成業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和７年７月３１日～令和９年９月３０日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和7年7月30日	一般財団法人経済調査会 東京都港区新橋六丁目１７番１５号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務は、現場実態を踏まえた適正な予定価格の設定に向け、公共建築工事等の現場における材料、労務、機械器具等（以下、「材料等」という。）の単位施工量当たり又は日当たりの材料数量、労務工数、機械運転時間等の所要量（以下、「歩掛り」という。）について、実態把握のための調査を行い、歩掛り作成に係る技術資料をとりまとめるものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、左記業者と契約するものである。	1010005002667	43,813,000	43,450,000	99.17%		

令和7年度官庁施設におけるライフサイクルカーボン削減に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和7年8月5日～令和8年3月19日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和7年8月4日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、建築物のライフサイクル全体を通じたCO2排出量（以下「ライフサイクルカーボン」という。）の削減に資することを目的として、建築物ホールライフカーボン算定ツール（J-CAT）を用いた官庁施設のライフサイクルカーボン評価の実施、営繕事業のライフサイクルカーボン削減に向けた課題の整理を行い、技術資料としてとりまとめるものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議下結果、左記業者は、他者より業務の実施方針及び手法並びに資格に優れていると認められた。 したがって、左記業者と契約するものである。	9010001006111	18,799,000	18,700,000	99.47%		
令和7年度官庁施設におけるサイバーセキュリティの確保に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和7年8月5日～令和8年3月19日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和7年8月4日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、近年のサイバー攻撃技術の高度化やビルシステムのネットワークへの接続等の利便性向上を踏まえ、官庁施設におけるサイバーセキュリティの確保を目的として、建築設備の制御システムを主眼に、官庁施設の企画から廃棄にいたるライフサイクルを考慮したガイドライン（案）の作成を行うものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、左記業者と契約するものである。	9010001006111	27,082,000	26,180,000	96.67%		
令和7年度官庁施設の木造化のためのディテールに関する基礎資料作成業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和7年8月8日～令和8年3月13日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和7年8月7日	株式会社アルセッド建築研究所 東京都渋谷区渋谷一丁目20番1号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、木造官庁施設における設計の効率化と適切な整備水準の確保を図るために、木造官庁施設の実施設計における詳細図作成にあたって参考に資する、木造官庁施設に適用可能なディテールについての体系的な資料を作成することを行うものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、左記業者と契約するものである。	1011001001679	28,149,000	27,830,000	98.87%		
中央合同庁舎第3号館（25）改修実施図面作成等業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和7年8月20日～令和8年2月27日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和7年8月19日	株式会社松田平田設計 東京都港区元赤坂一丁目5番17号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、中央合同庁舎第3号館の外壁改修設計（以下「前設計」という。）の施工条件の変更に伴う改修工法の見直しを目的とした修正設計業務である。 前設計は、標準型プロポーザル方式で設計者として特定された株式会社松田平田設計が、既存免震建物に対する改修工法の緻密な重量検討を行い実施したもので、本業務を行うに必要な唯一無二の設計意図に基づく設計である。 本業務の実施に当たっては、免震建物であることから改修後の重量増や仮設計画に制約があり、修正設計を行うに際してはこれまでの設計意図を踏まえた最適な設計内容に見直しを行う必要があることから、これができるのは、当該設計を実施した上記業者に限られる。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。	8010401028152	27,544,000	27,500,000	99.84%		